

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出に係る科学技術振興事業団法案1件であり、全会一致をもって可決された。

また、本委員会に付託された請願は、「原子力発電等に関する請願」1件であり、保留となった。

なお、内閣提出に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、海洋法条約実施に伴う国内法を整備しようとするものであり、別途設置された海洋法条約等に関する特別委員会に付託された。

〔法律案の審査〕

科学技術振興事業団法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて科学技術の振興のための基盤整備を図る観点から、新技術事業団と日本科学技術情報センターを統合して科学技術振興事業団を設立し、科学技術の振興に寄与するため、科学技術情報の流通、研究交流の促進、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究、新技術の開発等の業務を行わせようとするものである。

委員会においては、3月28日に趣旨説明を聴取するとともに、2法人統合による合理化の効果、新事業団の具体的事業内容、円滑な統合への配慮の必要性等について質疑が行われ、同日可決された。

〔国政調査等〕

2月23日、中川科学技術庁長官から所信を、工藤科学技術庁長官官房長から平成8年度科学技術庁関係予算について説明を聴取し、3月1日、科学技術振興のための基本施策について、長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行った。

質疑の中では、小中学生の科学技術離れ対策、科学技術基本計画の策定状況、戦略的基礎研究推進制度における省際研究テーマの調整方法、「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故に係る原因究明状況、「もんじゅ」事故の高速増殖炉実証炉計画及びプルトニウム政策への影響、高レベル放射性廃棄物処分場の立地対策、地震予知体制の現状、核不拡散体制の充実強化対策、原子力災害対策等が取り上げられた。

また、4月10日及び6月14日、「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故に関して中川科学技術庁長官及び政府関係当局から報告を聴取し、温度計が高サイクル疲労を起こすメカニズム、温度計が安全審査の対象になっていない理由、原子

力安全委員会の安全審査における役割、原子力政策円卓会議やシンポジウムの具体的進め方、破損した温度計の設計ミス原因、運転マニュアルの具体的改善内容、「もんじゅ」事故に対する損害賠償請求の有無、今後のプルトニウム政策の在り方等について、長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行った。

さらに、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度科学技術関係予算の審査を行い、原子力安全サミットの成果に対する評価、ロシアにおける低レベル放射性廃棄物処理施設の建設の進捗状況、原子力政策の国民合意への対応、科学技術基本法制定による8年度科学技術庁予算への反映の状況、プルトニウム利用計画の見直しの必要性等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年2月23日（金）（第2回）

- 科学技術振興のための基本施策に関する件について中川科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成8年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年3月1日（金）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 科学技術振興のための基本施策に関する件について中川科学技術庁長官、政府委員、文部省、気象庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長大石博君に対し質疑を行った。

○平成8年3月28日（木）（第4回）

- 科学技術振興事業団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について中川科学技術庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第31号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院
反対会派 なし

○平成8年4月10日（水）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について

中川科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた後、同長官、政府委員、原子力安全委員会当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長大石博君に対し質疑を行った。

○平成8年5月7日（火）（第6回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（科学技術庁））について中川科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月14日（金）（第7回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について中川科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた後、同長官、政府委員、原子力安全委員会当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成8年6月18日（火）（第8回）

○請願第168号を審査した。

○科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日（水）（第9回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

（3） 成立議案の要旨

科学技術振興事業団法案（閣法第31号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて科学技術の振興のための基盤整備を図る観点から、新技術事業団と日本科学技術情報センターを統合して科学技術振興事業団を設立し、科学技術振興のための基盤整備及び先端的、独創的な研究開発の推進をより効率的に実施しようとするものであり、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 1 科学技術振興事業団（以下「事業団」）は、法人とし、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 2 事業団は、新技術事業団及び日本科学技術情報センターの資本金を承継し、政府及び政府以外の者の出資を受ける。
- 3 事業団には、役員として理事長1人、専務理事2人、理事7人以内、監事1人を置き、業務の実施に関する専門的事項を審議するために、新技術審議会を設置する。
- 4 事業団は、次の業務を行う。
 - (1) 科学技術情報の収集、分類、整理、保管、提供、閲覧に関する業務
 - (2) 研究交流の促進に関する業務
 - (3) 研究者に対する人的・技術的援助等を行う業務
 - (4) 科学技術に関し、国民の理解の増進等を図る業務
 - (5) 基礎的研究の推進、新技術の開発及びこれらの成果の普及に関する業務
 - (6) 前記業務に附帯する業務
 - (7) 目的を達成するために必要な業務
- 5 事業団は、毎事業年度、財務諸表を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 6 新技術事業団及び日本科学技術情報センターは、事業団成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に事業団が承継する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
31	科学技術振興事業団法案	衆	8. 2. 9	8. 3. 27	8. 3. 28 可決	8. 3. 29 可決	8. 3. 26 科学技術	8. 3. 27 可決 附帯決議	8. 3. 27 可決